

地方独立行政法人神戸市民病院機構 業務方法書（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）

第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則（平成 21 年神戸市規則第 号）の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により神戸市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第 2 章 業務の方法

（病院の設置及び管理）

第 3 条 法人は、市民の立場に立った質の高い医療を安全に提供し、もって市民の信頼に応え、市民の生命と健康を守るため、地方独立行政法人神戸市民病院機構定款（以下「定款」という。）

第 3 条に定める病院を設置し、これを管理するものとする。

（法人の行う業務）

第 4 条 法人は、定款第 20 条第 1 項の規定に基づき、前条の業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 医療の提供
- 二 医療に関する調査及び研究
- 三 医療に関する技術者の研修
- 四 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務

2 法人は、定款第 20 条第 2 項の規定に基づき、市長から救助等の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、定款第 20 条第 3 項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

4 法人は、前 3 項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

第 3 章 業務の委託等

（業務の委託）

第 5 条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第 6 条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締

結するものとする。

(契約の方法)

第 7 条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第 4 章 雑則

第 8 条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。